

# 香川県報



第 51 号

平成 16 年

6月29日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 規 則

●香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則  
（環境・水政策課） 一

●高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則  
（都市計画課）

### 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請  
（環境管理課） 六

公有水面埋立工事の竣功認可（二件）  
（水産課） 八

道路の供用開始  
（道路保全課） 一〇

都市計画事業の事業計画の変更の認可（二件）  
（下水道課）

道路の位置指定（三件）  
（建築課） 一一

香川県証紙の売りさばき人の変更  
（会計課） 一二

### 公 告

平成十六年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施  
（長寿社会対策課）

土地改良事業の適否決定  
（土地改良課） 一三

所在不明の建設業者の公告  
（土木監理課）

選挙管理委員会告示  
●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

## 規 則

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十七号

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

（香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第一条 香川県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年香川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号タ中、「第八十六条第三項」を「第百四十一条第三項」に改め、同条第三号ニ中、「国立又は」を削り、「の大学」の下に、「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）」を加え、同条第八号チ中、「免許」を「許可」に改める。

第二十条第四号ロ中、「国立又は」を削る。

（香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正）

第二条 香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和五十五年香川県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号タ中、「第八十六条第三項」を「第百四十一条第三項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十八号

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する

規則

(趣旨)

第一条 この規則は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により県が施行する高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関し、法、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）及び高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例（平成五年香川県条例第三号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(清算金の額の決定)

第二条 知事は、法第百四条第八項の規定により清算金が確定したときは、土地区画整理法施行規則第十四条の規定による各筆各権利別清算金明細に基づき、宅地の所有権又は宅地に存する所有権以外の権利（以下これらを「権利」という。）を有する者ごとに、権利に対する清算金の集計又は相殺を行い、徴収し、又は交付すべき清算金の額を決定する。

2 共有に係る権利がある場合は、共有者のそれぞれの持分に応じて清算金を分割した後、前項の規定により集計又は相殺を行う。

3 数人の相続人の有する権利がある場合は、前項の規定を準用する。

(清算金の額の通知等)

第三条 知事は、前条の規定により徴収し、又は交付すべき清算金の額を決定したときは、当該清算金の額を当該清算金を納付すべき者又は当該清算金の交付を受けるべき者に通知するものとする。

2 知事は、条例第二十五条第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合は、その旨を分割納付を希望する旨の申出をした者に通知するものとする。

(分割徴収に係る利子の利率)

第四条 条例第二十五条第二項の規則で定める率は、年一・二パーセントとする。

(繰上納付の届出)

第五条 条例第二十五条第六項の規定により未納の清算金の全部又は一部を繰り上げる納付（以下「繰上納付」という。）をしようとする者は、清算金繰上納付届出書（第一号

様式）を知事に提出しなければならない。

2 繰上納付をする場合における当該清算金に付する利子の計算は、前回の納付期日の翌日から繰上納付をする日までの日割計算によるものとする。

(繰上徴収の通知)

第六条 知事は、条例第二十五条第八項の規定により未納の清算金の全部又は一部を繰り上げる徴収（以下「繰上徴収」という。）をしようとするときは、その旨を当該清算金を納付すべき者に通知するものとする。

2 繰上徴収をする場合における当該清算金に付する利子の計算は、前条第二項の規定を準用する。

(清算金の相続の届出)

第七条 清算金について相続があつた場合において、当該清算金の相続人は、清算金相続届出書（第二号様式）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第八条 条例第二十五条第九項の規定による届出は、住所等変更届出書（第三号様式）により行うものとする。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、清算金の徴収及び交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

清算金繰上納付届出書

年 月 日

高松広域都市計画事業  
高松港頭土地区画整理事業  
施行者 香川県  
代表者 香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで分割納付の決定を受けた清算金のうち、未納額を次のとおり繰上納付を  
したいので、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則第  
5条第1項の規定により届け出ます。

清 算 金 額	円
既 納 額	円
未 納 額	円
繰上納付をする金額	円
残 額	円
繰上納付希望日	年 月 日

第2号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

清算金相続届出書

年 月 日

高松広域都市計画事業  
高松港頭土地区画整理事業  
施行者 香川県  
代表者 香川県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業において決定した被相続人 名義の清算金  
円については、次のとおり相続したので、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の  
清算金の徴収及び交付に関する規則第7条の規定により届け出ます。

相 続 人 住 所	相 続 人 氏 名	印	被 相 続 人 と の 続 柄	相 続 額
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円

- 注1 相続人全員が記載できない場合は、別紙に記入して添付してください。  
 2 相続人全員の押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。

第3号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

住所等変更届出書

年 月 日

高松広域都市計画事業  
高松港頭土地区画整理事業  
施行者 香川県  
代表者 香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり住所又は氏名に変更があつたので、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行  
条例第25条第9項の規定により届け出ます。

住 所	変 更 前	
	変 更 後	
氏 名	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

注 法人にあつては、主たる事務所の所在地若しくは名称又は代表者の氏名を記載してください。

告 示

香川県告示第四百六十八号  
 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変風の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。  
 なお、この特定施設の構造等を変更するものが環境に及ぼす影響については調査の結果に基づき調査結果に照しその事項を記載した書面を次のとおり提出に供する。  
 平成十六年六月二十九日

香川県知事 眞 繁 信 記

- 1 申請の概要
- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
 三豊郡三野町大字下高瀬568番地2  
 三野町長 倉田 定直
  - (2) 事業場の所在地及び名称  
 三豊郡三野町大字大見天道乙74  
 生涯学習研修施設
  - (3) 変更しようとする事項の内容  
 特定施設である入浴施設の使用の方法を変更することにより、第2排水口からの排水の量が増加する。
  - (4) 特定施設に関する事項

種	類	旅館業の用に供する入浴施設
能	力	ハイアラ湯 4.1㎡ 1基 白湯 4.1㎡ 1基 ジェット湯 7.3㎡ 1基 水風呂 5.0㎡ 1基 薬湯 5.0㎡ 1基 寝湯 2.3㎡ 1基 露天風呂 5.7㎡ 1基

工 期	工事着手予定年月日		工事完成予定年月日	
	使用開始	予定年月日	許可後	既設
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続12時間使用			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通	常	最大
	水素イオン濃度		5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		100	150
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		80	120
	浮遊物質量 (mg/ℓ)		70	140
	窒素含有量 (mg/ℓ)		25	30
	りん含有量 (mg/ℓ)		3	4
	排出される汚水等の量 (㎡/日)	× 1基	30	40
		× 1基	30	40
		× 1基	35	45
	× 1基	20	20	
	× 1基	20	20	
	× 1基	15	15	
	× 1基	20	20	
	合 計	(変更前75) 170	(変更前90) 200	

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	汚水等の処理方式
能	力	処理施設 150㎡/日 長時間ばつ気+接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過

工 期 等	工事着手予定年月日	既設				
	工事完成予定年月日	既設				
	使用開始予定年月日	既設				
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	通常	最大	
		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
	水素イオン濃度	150	180	5	10	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	150	200	15	25	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	250	350	10	20	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	40	60	25	30	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5	8	3	4	
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	-	2,000	3,000	
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	120	150	120	150	
	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)					

(6) 排出水の汚染状態及び量

区	区分	第1排水口		最大排水口	
		通常	最大	通常	最大
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	5	10	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	15	25	25

排出水の量	浮遊物質 (mg/ℓ)	10	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	25	30
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	4
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	120	150	

排出水の汚染状態	項目	第2排水口		変更後	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	15	25	15	25
	浮遊物質 (mg/ℓ)	10	20	10	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	25	30	25	30
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	4	3	4
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000	2,000	3,000
	排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	(67)	(98.5)	120	150

第3、4排水口は、雨水専用

(備考) 今回の申請は、入浴施設の使用の方法を変更するものであるが、浴湯水及びプールの水の入替え頻度の増加に伴い、第2排水口からの排出水の量が増加する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間  
平成16年6月29日から

平成十六年七月二十日付

(2) 場所

香川縣告示第四百六十九号

川瀬西河原中一丁ノ地

香川縣告示第四百六十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その關係図書は、詫間町建設港灣課において平成十六年六月二十九日から十年間閲覧に供する。

平成十六年六月二十九日

香川縣知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十六年六月二十二日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

香川縣

高松市番町四丁目一番一〇号

香川縣知事 真鍋 武紀

三 埋立区域

1 位置

三豊郡詫間町大字大浜字小女甲二〇九八番八、甲二〇九八番四九、甲二〇九八番三

三、甲二〇九八番三一、甲二〇九八番三一、甲二〇九八番三五、甲二〇九八番七、甲

二〇九八番六、甲二〇九八番二及び甲二〇九八番四八に接する無番地地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点との地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D・L・+三・八七メートル)における公有水面と陸地との境界線、 の地点から ③⑥の地点までを順次に結んだ線及び ③⑥の地点との地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D・L・+三・八七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 三等三角点城ノ辻(北緯三四度一五分五七・二三〇三秒、東經一三三度三七分二六・八二六三秒。以下、「基点」という。)から二〇六度三三分五五秒、三九六三・四三メートルの地点

の地点 の地点から二七三度二六分三一秒 四七・九〇メートルの地点

の地点 の地点から三〇〇度五三分五三秒 一・六五メートルの地点

の地点 の地点から三〇〇度一〇分五三秒 一・四八メートルの地点

の地点 の地点から三〇〇度二四分一七秒 七・六八メートルの地点

の地点 の地点から二〇〇度二六分一八秒 一・五〇メートルの地点

の地点 の地点から三〇〇度一八分四五秒 二〇・七九メートルの地点

の地点 の地点から三二七度一九分四九秒 四三・一二メートルの地点

の地点 の地点から六八度〇七分五二秒 一一・六四メートルの地点

の地点 の地点から八一度一七分五二秒 〇・一〇メートルの地点

の地点 の地点から一四七度四〇分五一秒 二・六九メートルの地点

の地点 の地点から一四六度四九分二一秒 三・二二メートルの地点

の地点 の地点から一四五度五八分二七秒 一・八〇メートルの地点

の地点 の地点から一四五度三三分三秒 四・九六メートルの地点

の地点 の地点から一四四度二一分五六秒 四・八九メートルの地点

の地点 の地点から一四二度二六分五五秒 四・八四メートルの地点

の地点 の地点から一四〇度〇一分二五秒 四・七六メートルの地点

の地点 の地点から一三七度二〇分〇三秒 四・六七メートルの地点

の地点 の地点から一三三度〇六分四五秒 四・六四メートルの地点

の地点 の地点から一三〇度一六分一四秒 一・七七メートルの地点

の地点 の地点から一二九度三〇分五六秒 二・七八メートルの地点

の地点 の地点から一二五度四七分〇二秒 四・五二メートルの地点

の地点 の地点から一二一度五七分五〇秒 二・九二メートルの地点

の地点 の地点から一一九度一九分三〇秒 一・六三メートルの地点

の地点 の地点から一一六度〇五分二五秒 四・五三メートルの地点

の地点 の地点から一一二度〇〇分〇〇秒 四・〇七メートルの地点



- ㉗の地点 ㉖の地点から一〇九度四七分二秒 ○・四六メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から一〇八度四三分四秒 四・五六メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から一〇五度〇五分二秒 四・六七メートルの地点
- ㊱の地点 ㉙の地点から一〇一度一四分三〇秒 四・七七メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から九八度五三分〇秒 四・八一メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から九六度五七分三六秒 四・八七メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から九五度三八分三秒 四・九二メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から九五度〇六分四二秒 三・二六メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から九二度五八分〇四秒 一・七四メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から九二度五八分二秒 ○・六八メートルの地点

3 面積 一、四八九・〇二平方メートル

四 埋立地の用途  
道路用地、漁港施設用地

五 埋立免許の年月日及び番号

1 免許年月日

平成十三年十月十八日

2 免許番号

一三水産第一三九九五号

香川県告示第四百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、詫間町建設港湾課において平成十六年六月二十九日から十年間閲覧に供する。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣功認可年月日

平成十六年六月二十二日

二 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

詫間町

三豊郡詫間町大字詫間一三三八番一三号

詫間町長 横山 忠始

三 埋立区域

1 位置

三豊郡詫間町大字大浜字小文甲二〇九八番四九、甲二〇九八番三三、甲二〇九八番三二、甲二〇九八番三一、甲二〇九八番三五、甲二〇九八番七、甲二〇九八番六及び甲二〇九八番二に接する無番地地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち ㉗の地点から順次に結んだ線及び㉗の地点との地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位（D・L・+三・八七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 三等三角点城ノ辻（北緯三四度一五分五七・二三〇三秒、東経一三三度三七分二六・八二六三秒。以下「基点」という。）から二〇六度四五分四〇秒、三、九五六・一四メートルの地点
- の地点 基点から二七二度五八分二秒 ○・六八メートルの地点
- の地点 基点から二七二度五八分〇四秒 一・七四メートルの地点
- の地点 基点から二七五度〇六分四二秒 三・二六メートルの地点
- の地点 基点から二七五度三八分三秒 四・九二メートルの地点
- の地点 基点から二七六度五七分三六秒 四・八七メートルの地点
- の地点 基点から二七八度五三分〇二秒 四・八一メートルの地点
- の地点 基点から二八一度一四分三〇秒 四・七七メートルの地点
- の地点 基点から二八五度〇五分二秒 四・六七メートルの地点
- の地点 基点から二八八度四三分四秒 四・五六メートルの地点
- の地点 基点から二八九度四七分二秒 ○・四六メートルの地点
- の地点 基点から二九二度〇〇分〇秒 四・〇七メートルの地点
- の地点 基点から二九六度〇五分二五秒 四・五三メートルの地点
- の地点 基点から二九九度一九分三〇秒 一・六三メートルの地点

- の地点 ①の地点から三〇一度五七分五〇秒 二・九二メートルの地点
- の地点 ②の地点から三〇五度四七分〇二秒 四・五二メートルの地点
- の地点 ③の地点から三〇九度三〇分五六秒 二・七八メートルの地点
- の地点 ④の地点から三一〇度一六分一四秒 一・七七メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から三一三度〇六分四五秒 四・六四メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から三一七度二〇分〇三秒 四・六七メートルの地点
- ①の地点 ⑦の地点から三一〇度〇一分二五秒 四・七六メートルの地点
- ②の地点 ⑧の地点から三一二度二六分五五秒 四・八四メートルの地点
- ③の地点 ⑨の地点から三一四度二分五六秒 四・八九メートルの地点
- ④の地点 ⑩の地点から三一五度一分三三秒 四・九六メートルの地点
- ⑤の地点 ⑪の地点から三一五度五八分二七秒 一・八〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑫の地点から三一六度四九分二一秒 三・二二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑬の地点から三一七度四〇分五一秒 二・六九メートルの地点

3 面積 一、四八四・四五平方メートル

四 埋立地の用途 漁港関連施設用地

五 埋立免許の年月日及び番号

- 1 免許年月日 平成十三年十月十八日
  - 2 免許番号 一三水産第一三九九四号
  - 香川県告示第四百七十一号
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
- その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月二十九日から同年七月二十日まで一般の縦覧に供する。
- 平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 本島循環線（二百五十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市本島町笠島浦字高無防一〇四〇番九地先から	一〇・〇	四三〇	平成十四年香川県告示第三百四十六号及び第七百号で変更した区域の一部
丸亀市本島町笠島浦字高無防一〇九八番一地先まで	三五・〇		
丸亀市本島町大浦字薬師通一四番一地先まで	一九・五	五六〇	
丸亀市本島町大浦字薬師通一四番一地先	四〇・〇		

四 供用開始の期日 平成十六年六月三十日

香川県告示第四百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年香川県告示第五百三十九号に係る都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 施行者の名称 高松市
- 二 都市計画法の種類の種類及び名称 高松広域都市計画下水道事業 高松公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

平成十五年香川県告示第五百三十九号の事業地に勅使町、成合町、檀紙町、円座町、西山崎町、太田上町、多肥上町、三名町、仏生山町、出作町、一宮町及び寺井町の一部を追加する。

2 使用の部分 変更なし

香川県告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十年香川県告示第五百七号に係る都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

国分寺町

二 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画下水道事業 国分寺町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十月十五日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十年香川県告示第五百七号の事業地のうち、新居字大谷及び字橋岡並びに新名字上所、字中所及び字中新名並びに国分字端岡、字中下所、字里、字中原及び字子鳥を変更し、新居字奥谷、字東谷、字西谷、字上中筋及び字下中筋並びに新名字北川向、字南川向、字松原池、字南新名及び字南原並びに福家字下福家、字楠井及び字中福家並びに国分字東山を追加する。

2 使用の部分 変更なし

香川県告示第四百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第四号

二 指定年月日 平成十六年六月十四日

三 指定道路の位置 木田郡三木町大字井上字南地二七二八 一、二七二九、二七三〇

四、二七四九及び二七五〇

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル及び五・〇〇メートル

延長 一一六・九八メートル

関係の図面は、香川県土木建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第四百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第五号

二 指定年月日 平成十六年六月十五日

三 指定道路の位置 丸亀市山北町字道下八九四 一及び九一七 四並びに城南町一 二

及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一二メートル、四・二五メートル、四・二八

メートル、四・七二メートル及び四・八六メートル

延長 五三・五二メートル

関係の図面は、香川県土木建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第四百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 長土指道 第五号
  - 二 指 定 年 月 日 平成十六年六月十六日
  - 三 指 定 道 路 の 位 置 木田郡三木町大字平木字茶園七五 一
  - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・九〇メートル、五・〇〇メートル  
延長 七七・六一メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第四百七十七号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 住 所 高松市錦町二丁目四番八号
- 二 氏 名 変更前 ドコモサービス四国株式会社 代表取締役社長 池田和成  
変更後 ドコモサービス四国株式会社 代表取締役社長 豊本隆光
- 三 売 り さ ば き 場 所 高松市サンポート二番一号 マリタイムプラザ高松

## 公 告

香川県公告第三百五十九号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第一項の規定により、平成十六年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 試験期日

平成十六年十月二十四日（日曜日）

### 二 試験場所

高松市龜岡町一番一号 英明高等学校

### 三 受験資格

介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第一条に規定する要件を満たす者

### 四 試験科目

介護支援分野及び保健医療福祉サービス分野に関する問題

ただし、省令第一条第一項第一号に規定する法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該専門に係る事項の問題の解答を免除する。

### 五 受験手続

#### 1 提出書類

- (一) 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）
- (二) 実務経験を確認することができる書面
- (三) 写真（申込前六月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦五センチメートル、横四センチメートルのもので、裏面に撮影年月及び受験申込者の氏名を記載したものを受験申込書の所定の欄にはり付けて提出すること。）
- (四) 解答免除対象資格者については、その資格に係る免許等の写し

#### 2 受付期間

平成十六年八月十六日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。）ただし、日曜日及び土曜日を除く。

なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるもの限り受け付ける。

#### 3 提出先

郵便番号七六 八五七 高松市番町四丁目一番一号 香川県健康福祉部長寿社会対策課

### 六 受験手数料及び納付方法

七、 円

受験手数料は、七、 円に相当する額の香川県証紙を受験申込書にはり付けて納付するものとする。なお、当該証紙に消印はしないこと。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面七、 円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

七 合格者の発表

合格者については、受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示し、合格証書を交付する。

なお、合格発表日は、試験当日に試験会場において周知する。

八 その他

1 受験申込書等は、香川県健康福祉部長寿社会対策課、東讃県民センター、東讃保健福祉事務所、小豆総合事務所、中讃県民センター、中讃保健福祉事務所及び西讃保健福祉事務所において交付する。ただし、郵便等による送付により請求する場合は、受験申込書等の送付を郵便により行うので、あて先を明記し、二四 円切手をはった角型二号（縦三三三ミリメートル、横二四 三ミリメートル）の返信用封筒を同封して、香川県健康福祉部長寿社会対策課へ送付すること。

2 その他詳細については、香川県健康福祉部長寿社会対策課保険者指導グループ（電話番号 八七 八三二 三二七一）に問い合わせること。

香川県公告第三百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業岡地区）を行うことについて平成十六年六月十七日適当と決定した。

その関係書類を高松市事業部土地改良課において平成十六年七月十三日から同年八月二日まで縦覧に供する。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第三百六十一号

次の建設業者について、その所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成十六年六月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 商号

有限会社松本組

二 代表者の氏名

松本隆利

三 主たる営業所の所在地

高松市田村町一〇七五番地一

四 許可番号

香川県知事許可（般 一三）第二四〇八号

五 許可年月日

平成十三年八月二十一日

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十六年六月十七日次の施設を指定した旨宇多津町選挙管理委員会から報告があった。

平成十六年六月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
宇多津町鍋谷コミュニティ分館	綾歌郡宇多津町大字東分四三番地
やすらぎプラザ	綾歌郡宇多津町二一八八番地

平成十六年六月二十九日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています